

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定します。

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が2015年8月28日に成立し、一般事業主に
関する部分については、2016年4月1日から施行されました。女性活躍推進法では、雇用している、ま
たは雇用しようとする、女性労働者に対する活躍推進の取り組みを実施するよう努めることとされていま
す。当事業団においても、男女の差なく、中長期的にキャリアを積める環境整備に向けて行動します。

令和3年12月1日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和3年(2021年)12月1日～令和7年(2025年)3月31日

2. 目標と取組内容

目標:男女の平均継続勤務年数の男女比率を75%以上とする。

《取組内容・実施時期》

2021年12月～ 採用時および管理職との個人面談時に利用可能な両立支援制度及び
各種休暇制度の案内・説明を行う。

2022年4月～ 勤怠管理システムを令和4年度より導入し、各労働者が利用できる制度
を積極的に促し、働きやすい環境を整備する。

2023年4月～ 各種制度利用状況を確認し、労働者にヒアリングを行い、意見や要望を
取り入れる。

女性の活躍に関する情報公開

1.労働者に占める女性労働者の割合

正規職員	臨時職員	派遣職員	非常勤職員	全体
47.7%	92.3%	40%	50%	57.5%

2.男女の平均継続年数の差異

6年 (男性:23年 女性:17年)